

■高齢者なのか、新卒者なのか

新年、あけましておめでとうございます。

昨年は、一生忘れることのない東日本大震災に始まり、欧州債務危機、記録的な円高と続き、精神的にも経済的にも重々しい1年でした。今年も元旦から震度4の地震に見舞われ、決しておめでたくはない年明けです。しかし、株式投資の格言にもあるように、「逆張り」の発想で辰年に臨んでいきたいと考えています。

さて、今年の人事のテーマをひとつ取り上げてみたいと思います。すでに報じられているとおり、65歳までの雇用の義務化問題が挙げられます。来年4月以降60歳に達する人の年金は、61歳からの支給で、生年月日に応じて段階的に65歳になります。そのため、65歳まで雇用が確保されないと、無年金・無収入者が年々増え続けるおそれがあるからです。

昨年、60歳過ぎの元上司や知人と再会する機会が何度かありました。定年後再雇用して週3日働く人、再雇用されず就職活動している人、悠々自適の生活を送る人など人生いろいろです。それでも既に60歳に到達している人は一定額の年金があるので、いくらかは余裕があるような気がします。これから60歳を迎える人は、そういう訳にはいきません。

他方、新卒者の就職戦線は長らく氷河期が続いています。大学4年生の就職先の紹介を依頼されることもあります。社会人生活の入口が先細りしているのは、将来が危ぶまれます。

会社の雇用対策としては、中長期的な視点から業務特性や労務構成を検討しなければなりません。若返りが必要な会社、あるいは高齢者を有効活用できる会社など会社によって状況は異なります。現在と将来を見据えて、バランスのとれた人員構成を築くのが望ましいといえます。

今年は、雇用問題を中心に、活性化につながる提案ができるよう努めていきたいと考えています。本年も引き続きよろしく願いいたします。

第51回 『賢人の知恵』（バルタザール・グラシアン）より

～ その121 “良いところを見つける” ～

どんなに不快な物事にも良い面はあるものだ。正しい判断力で良いところをすぐに見きわめよう。蜜蜂は甘い蜜にまっすぐに向かい、毒蛇はその苦い毒に酔いしれる。人も同じだ。良いところに目がいく人もいれば、悪いところに目がいく人もいる。

良いところがたくさんあるのに、そこからたったひとつの欠陥を見つけだす天才も中にはいて、その欠陥をあげつらう。何とも情けないこの人たちは、そのまずい選択をした罰を受けているのだ。欠点を探し回るのでなく、どんなことにも良いことのかげらを見いだせるほうが幸せなのに。

どれほど不運であっても、その中にまばゆく光る幸運をひとつ見つけよう。たまたまそこにあっただけだとしても、その幸運に着目するのだ。正しい判断と選択をしたことで必ず報われる。

■ 4月から健康保険の「限度額適用認定証」が外来でも利用できるようになります

健康保険には、1ヶ月間（1日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が高額となった場合、申請により自己負担限度額（下表参照）を超えた額が払い戻されるという「高額療養費制度」があります。

この制度では、後から自己負担限度額を超えた額が払い戻されるものの、その払い戻しまでは3～4ヶ月程度かかり、その間、本人が立て替えなければならないため、大きな負担となっています。

この立て替えをなくすために、入院時においては、予め「健康保険限度額適用認定証」の交付手続きをしておくことにより、窓口での支払いが、自己負担限度額までとなる取扱い（現物給付）が設けられていますが、これが平成24年4月1日より外来での支払いについても拡大されることとなりました。

医療費の自己負担限度額（70歳未満の方）

対象者	自己負担限度額（月額）	多数該当 （年間4回目以降）
① 上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
② 一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
③ 低所得者	35,400円	24,600円

① 上位所得者：標準報酬月額53万円以上 / ② 一般：①と③以外
③ 低所得者：住民税非課税者

◆ ケース1（自己負担額との差額を支払う場合 / 70歳未満・一般所得者）

4月 1日：A医療機関で外来診療 ⇒ 医療費 100,000円、自己負担額 30,000円

4月 15日：限度額適用認定証が交付

4月 16日：A医療機関で外来診療 ⇒ 医療費 300,000円

この場合、自己負担限度額は、

$80,100円 + (100,000円 + 300,000円 - 267,000円) \times 0.01 = 81,430円$ となります。

従って、4月16日の窓口での支払いは、 $81,430円 - 30,000円$ （4月1日支払い分）= 51,430円でよいこととなります。

◆ ケース2（医療機関から払い戻しを受けることができる場合 / 70歳未満・一般所得者）

4月 1日：A医療機関で外来診療 ⇒ 医療費 300,000円、自己負担額 90,000円

4月 15日：限度額適用認定証が交付

4月 16日：A医療機関で外来診療 ⇒ 医療費 100,000円

この場合、自己負担限度額は、

$80,100円 + (300,000円 + 100,000円 - 267,000円) \times 0.01 = 81,430円$ となります。

4月16日の窓口での支払いは、4月1日に90,000円を支払っているため必要ありません。

なお、既に支払った分と自己負担額との差額、 $90,000円 - 81,430円 = 8,570円$ が医療機関から払い戻されることとなります。